地方税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百三十二号

地方税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）、国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号）附則の規定に基づき、この政令を制定する。

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第六条の十四第二項中「第七十三条の二十七の三第五項」を「第七十三条の二十七の四第五項」に改める。

第七条の十三の二第二号中「不動産」を「資産（前号又は次号に掲げる動産を除く。）」に改める。

第七条の十三の四中「価額」の下に「（その資産が所得税法第三十八条第二項に規定する資産である場合には、当該価額又は当該損失の生じた日にその資産の譲渡があつたものとみなして同項の規定（その資産が昭和二十七年十二月三十一日以前から引き続き所有していたものである場合には、同法第六十一条第三項の規定）を適用した場合にその資産の取得費とされる金額に相当する金額）」を加える。

第七条の十五の十第四号中「又は同法第九条の九第四項」を「、同法第九条の九第一項第三号に掲げる事業を行う協同組合連合会又は同条第四項」に改め、「（同法第九条の六の二第一項（同法第九条の九第五項において準用する場合を含む。）の規定による認可を受けたものに限る。）」を削る。

第七条の十五の十四第四号中「火災共済協同組合」を「中小企業等協同組合法第九条の九第三項に規定する火災等共済組合」に改める。

第八条の六第一項、第二項第一号及び第六項中「第四十二条の六第五項」を「第四十二条の六第十二項」に改める。

第八条の九第一項中「第六十八条の十一第五項」を「第六十八条の十一第十二項」に改め、「第六十八条の十三第四項」の下に「、第六十八条の十四第五項」を加え、同条第二項第一号中「第四十二条の六第五項」を「第四十二条の六第十二項」に改め、「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加え、「第六十八条の十一第五項」を「第六十八条の十一第十二項」に改め、「第六十八条の十三第四項」の下に「、第六十八条の十四第五項」を加える。

第八条の十第一項中「第四十二条の六第五項」を「第四十二条の六第十二項」に改め、「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える。

第八条の十二第二項中「第九条の七第十七項」を「第九条の七第十九項」に改める。

第八条の十三第一項、第八条の十七第一項、第八条の二十第一項及び第八条の二十三第一項中「第四十二条の六第五項」を「第四十二条の六第十二項」に改める。

第九条の七第二項中「規定する控除限度額」の下に「に第四項に規定する地方法人税の控除限度額を加算した金額」を、「連結控除限度個別帰属額」の下に「に第五項に規定する地方法人税の控除限度個別帰属額を加算した金額」を加え、「第四項」を「第六項」に、「第六項」を「第八項」に、「法人税法第六十九条及び」を「同法第六十九条及び」に改め、「第八十一条の十五の規定」の下に「並びに地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）第十二条第一項及び第二項の規定」を加え、同条第二十七項中「第五項又は第十七項」を「第七項又は第十九項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十八項中「第四項ただし書」を「第六項ただし書」に、「百分の五」を「百分の三・二」に、「あん分して」を「按分して」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十五項中「第十八項」を「第二十項」に、「第十七項」を「第十九項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十四項を同条第二十六項とし、同条第二十三項中「第十八項」を「第二十項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十二項中「第十八項第二号」を「第二十項第二号」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十一項中「第十八項」を「第二十項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十項中「第十八項」を「第二十項」に、「第十七項」を「第十九項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十九項中「第十七項」を「第十九項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条中第十八項を第二十項とし、第十七項を第十九項とし、第十六項を第十八項とし、同条第十五項中「第六項」を「第八項」に、「第五項の」を「第七項の」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十四項中「第二十四項」を「第二十六項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十三項中「第六項」を「第八項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項中「第六項第二号」を「第八項第二号」に改め、同項第二号中「第五項後段」を「第七項後段」に改め、同号イ中「第二十二項第一号」を「第二十四項第一号」に、「第百五十五条の三十第一号」を「第百五十五条の二十九第一号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項中「第六項」を「第八項」に、「第七項」を「第九項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項中「第六項」を「第八項」に、「第五項」を「第七項」に、「第八項各号」を「第十項各号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「第六項」を「第八項」に、「第五項」を「第七項」に、「第七項各号」を「第九項各号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「第八項」を「第十項」に改め、同項第三号中「第二十項第三号」を「第二十二項第三号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項第二号中「第十九項第二号」を「第二十一項第二号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「第十一項、第十八項及び第二十一項」を「第十三項、第二十項及び第二十三項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第四十八条の十三第五項」を「第四十八条の十三第七項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「国税の控除限度額に百分の五」を「法人税法第六十九条第一項に規定する控除限度額又は同法第八十一条の十五第一項に規定する連結控除限度個別帰属額（以下この項及び第四十八条の十三第七項において「法人税の控除限度額」という。）に百分の三・二」に改め、同項ただし書中「国税の控除限度額」を「法人税の控除限度額」に、「あん分して」を「按分して」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　法第五十三条第二十四項に規定する地方法人税法第十二条第一項の控除の限度額で政令で定めるものは、法人税法施行令第百四十二条の三に規定する地方法人税の控除限度額とする。

5　法第五十三条第二十四項に規定する地方法人税法第十二条第二項の控除の限度額で政令で定めるものは、法人税法施行令第百五十五条の三十に規定する地方法人税の控除限度個別帰属額とする。

第九条の九の八第一項第三号及び第九条の九の九第一項第三号中「法人税の額」の下に「及び地方法人税の額」を加える。

第二十条の二の十二第一項中「課された所得税額」の下に「及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）の規定により課された復興特別所得税額」を加え、「第四十一条の十二第四項及び」を「第九条の六第六項、第四十一条の九第四項、第四十一条の十二第四項、第四十一条の十二の二第七項及び」に、「において読み替えて」を「の規定により読み替えて」に改め、「第三条の三第五項」の下に「、第六条第三項」を、「第九条の二第四項」の下に「、第四十一条の九第四項」を加え、「及び第四十一条の十二第四項」を「、第四十一条の十二第四項及び第四十一条の九第四項」に、「当該所得税額」の下に「及び復興特別所得税額」を加え、同条第二項中「本節」を「この節」に改め、「課された所得税額」の下に「及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の規定により課された復興特別所得税額」を、「第三条の三第五項」の下に「、第六条第三項」を、「第九条の二第四項」の下に「、第四十一条の九第四項」を加え、「及び第四十一条の十二第四項」を「、第四十一条の十二第四項及び第四十一条の十二の二第七項」に、「において読み替えて」を「の規定により読み替えて」に改め、「当該所得税額」の下に「及び復興特別所得税額」を加える。